

# プレミアム付商品券事業を実施します

～お住まいの住所を住民登録していますか？～

## ■ 内容

令和元年 10 月に予定されている消費税率の 10%への引き上げが、住民税の非課税の方や子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、今年度に限って実施するものです。

## ■ 購入対象者:

①平成 31 年度住民税非課税者(課税基準日:平成 31 年 1 月 1 日)

※ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族や生活保護受給者は除きます。

②平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までの間に生まれた子が属する世帯主

## ■ 金額

①の対象の方:使用可能額 25,000 円(購入額 20,000 円)

②の対象の方:使用可能額 25,000 円(購入額 20,000 円)×対象の子どもの数

※商品券の販売期間は令和元年 10 月を予定しています。

※商品券の使用期間は発売日から令和 2 年 3 月 31 日を予定しています。

★対象と思われる方をもれなく把握するためには、適切に住民登録等をしていることが必要です。以下の点にご注意を★

○住民登録：現在お住まいの住所に住民登録をしていますか？

⇒原則、基準日時点で住民登録をしている市町村から対象と思われる方へご案内します。

○転居した方：郵便局への転居届けはお済みですか？

⇒届出がされていないと、基準日以降に転出した場合に市からのご案内が届かない場合があります。

○東日本大震災により避難された方

避難先住所等の変更があれば、以下の窓口届けましょう。

指定 13 市町村（※）の方：避難元市町村の窓口

それ以外の方：避難先の市区町村窓口

※ 指定 13 市町村

いわき市、田村町、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町  
大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

詳細等が決まり次第、広報ほんじょうや市ホームページ等で随時ご案内してまいります。

問合せ先:本庄市 商工観光課 電話 0495-25-1175(直通)

